

資料3-16 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目（有害物質）

[単位：mg/ℓ]

項目	カドミウム及びその化合物※	シアン化合物	有機リン化合物 ^(注1)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロエレン	テトラクロエレン
排水水 (許容限度)	カドミウム 0.03	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出されないこと	0.003	0.1	0.1
地下浸透水 (許容限度)	0.001	0.1	0.1	0.005	0.04	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0005

項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	1,2-ジクロロエレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
排水水 (許容限度)	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03
地下浸透水 (許容限度)	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.0002	0.0006	0.0003

項目	ナフthalen	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1,4-ジオキサ	塩化ビニルモノマー
				海域以外	海域	海域以外	海域			
排水水 (許容限度)	0.2	0.1	セレン 0.1	ほう素 10	ほう素 230	ふっ素 8	ふっ素 15	100 ^(注2)	0.5	—
地下浸透水 (許容限度)	0.002	0.001	0.002	0.2		0.2		アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	0.005	0.0002

注1：パラチカ、メチルパラチカ、メチルチン及びEPNに限る。

注2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

生活環境項目の保全に関する項目

[単位：pHは—、その他はmg/ℓ]

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)		化学的酸素要求量 (COD)		浮遊物質 (SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

生活環境項目の保全に関する項目（特殊項目）

[単位：大腸菌群数は個/cm³、その他はmg/ℓ]

項目	ナフthalen抽出物質含有量(鉱油類含有量)	ナフthalen抽出物質含有量(動物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量 [※]	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	窒素含有量		りん含有量	
	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5	30	5	3	2	10	10	2	3,000	120	60	16	8

※ 亜鉛含有量については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が、平成23年12月11日に施行されたことに伴い、金属鋳業など3業種に属する特定事業場については、平成28年12月10日まで暫定排水基準(5mg/ℓ)が設定される。

資料 3-1-7 総量規制の算出に用いるC値

平成 24 年 2 月 28 日 告示

(1) 化学的酸素要求量

〔CODに係る総量規制基準の算定方法〕
 $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
 または
 $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 L_c : 総量規制基準 = CODの許容排出負荷量 (kg/日)
 C_c (Cco)、Cci、Ccj: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/l)
 Q_c (Qco): 昭和 55 年 6 月 30 日より前に発生していた工程排出水の量 (m^3 /日)
 Q_{ci} : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までに新・増設により増加した工程排出水の量 (m^3 /日)
 Q_{cj} : 平成 3 年 7 月 1 日以降 (一部の業種については平成 8 年 9 月 1 日以降)、新・増設により増加した工程排出水の量 (m^3 /日)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 1リットル につき ミリグラム (1) (2) (3) Cco Cci Ccj	備考
2	畜産農業	70 70 60	
3	天然ガス鉱業	60 60 60	
4	非金属鉱業	20 20 20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50 40 30	
6	乳製品製造業	30 30 20	平成 8 年 9 月 1 日以後に特定施設の新設又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (特定施設の新設又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった場合にあっては、特定排出水の量を除く) 平成 8 年 9 月 1 日以前の特定施設に係る量 ⁽³⁾ との欄学的酸素要求量 ⁽³⁾ の値は、3.0とする。
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40 40 30	

8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30
9	寒天製造業	80	80	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	60	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味ぞ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	麺類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	30	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30

45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
46	イソスタントノーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	30	30	30	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	80	80	80	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	90	90	90	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	60	50	50	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
63	繊維工業で織維製品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	70	70	60	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	40	40	40	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で織維製衛生材料製造工程に係るもの	30	30	30	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	30	30	30	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）	30	30	30	接着機洗浄水を循環す

	又はパーテイクルボード製造業				るものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンダパルプ製造工程、リフアイナナーグラウンダパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンダパルプ製造工程又は未さらしセスキミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンダパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラウンダパルプ製造工程を含む。）又はさらしセスキミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセスキミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の分離工程を含む。）に係るもの	90	90	80	

85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナー、グラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナー、グラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限定。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
	(1) 日平均排水量 30,000 立方メートル以上のもの				
	(2) 日平均排水量 30,000 立方メートル未満のもの	50	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
	(1) 日平均排水量 30,000 立方メートル以上のもの				
	(2) 日平均排水量 30,000 立方メートル未満のもの	60	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	漆工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	

96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(1) 硫化鉄を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒド

110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	30	ドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (2) クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	40	(1) 合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。 (2) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工	50	50	50	50	(1) 有機ゴム製品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ

114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	40	同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	110	
118	コーラル製品製造業	120	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	20	(1) メチルメタクリレ

121	合成ゴム製造業	40	40	40	40	<p>ート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。</p> <p>(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。</p> <p>(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。</p>
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	50	<p>(1) 有機ゴム製品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。</p> <p>(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。</p>
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	20	

124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	30	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の

148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 硫酸洗浄工程を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砒石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ栗製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。

175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸鉄業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	鋳鉄鑄物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	電子回路製造業	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	

206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	10		
207	精密機械器具製造業	10	10	10	10		
208	ガス製造工場	20	20	20	20		
209	下水道業	20	20	20	20		標準活性汚泥法に下水をこれと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法による下水を処理するものにおいて、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	20		
211	共同調理場（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	30	20		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	40	30		
213	飲食店	50	40	40	30		平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量は、(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	40	30		平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量は、(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	40	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	30		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	60		
219	自動車整備業	20	20	20	20		
220	病院	30	30	30	30		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	30		業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によるし尿を処理するものにおいて、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25、

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	30		25とする。 (1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前の化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したものは、化学的酸素要求量(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	20		(1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるもの	20	20	20	20		

	を除く。)								
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	40			
228	と畜場		40	40	40	40			
229	中央卸売市場		20	20	20	20			
230	地方卸売市場		20	20	20	20			
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2に掲げるものをいう。)		20	20	20	20			
232	前各項に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10	10			
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30	30			
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10	10			
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	10	10			
		(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの)	30	30	30	30			
		(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	50	50	50	40			
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10	10			

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$$

または

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln: 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

Cn (Cho)、Cni: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値 (mg/0)

Qn (Qno): 平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qni: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量		備考
		単位	1リットルにつきミリグラム	
		(1) Cho	(2) Cni	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味ぞ製造業	20	10	
18	しよ油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	

33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	麵類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	イノンスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	綿織物捺染工程にあつては、窒素含有量(1)の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維製品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リフアイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前	20	10	

	工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニニア製造工程にあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

				40、30とする。 (2) アンモニニア誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (3) 尿素製造工程にあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,100とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	10	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又はは乳化助剤として使用するものには、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	アルコール製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアン酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	

135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
154	なめし革製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	

169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
172	うわ栗製造業	20	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	(1) コークス製造工程 にあっては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステレンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	15	10	ステレンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステレンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	ステレンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	ステレンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステレンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

183	伸鉄業	15	10	の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	铸鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	铸鉄管製造業	15	10	
197	可鍛铸鉄製造業	15	10	

198	鉄粉製造業		15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業		20	10	
201	電気めっき業		20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業		20	10	
204	電子回路製造業		20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。

206	輸送用機械器具製造業	20	10	(2) 半導体素子製造工程において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。 時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）において、窒素含有量の欄の値は、30とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	
208	ガス製造工場	20	10	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できない下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚入水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。
209	下水道業	25	15	(2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。）
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	25	15	

212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	25	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	25	15	
219	自動車整備業	25	15	
220	病院	25	15	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	20	業種その他の区分の欄に規定する又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理すること及び尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40	20	業種その他の区分の欄に規定する又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理すること及び尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理すること及び尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。

224	ごみ処理業	25	15	
225	廃油処理業	25	15	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20	
227	死亡獣畜取扱業	25	15	
228	と畜場	25	15	
229	中央卸売市場	25	15	
230	地方卸売市場	25	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）	25	15	
232	前各号に分類されないもの	10	10	
	(1) 金属鉱業に係るもの	20	10	
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	10	10	
	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	
	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	
	(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	30	20	
	(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	40	20	
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	

(3) りん含有量

[りんに係る総量規制基準の算定方法]

$$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

$$Lp = (Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp：総量規制基準＝りんの許容排出負荷量 (kg/日)

Cp(Cpo)、Cpi：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値 (mg/θ)

Qp(Qpo)：平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qpi：平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	りん含有量		備考
		単位	1リットルにつきミリグラム	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーゼージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味噌製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	